

2018年2月14日

岐阜県中小企業団体中央会  
会長 辻 正 様

日本労働組合連合会  
岐阜県連合会（連合岐阜）  
会長 高田 勝



## 2018春季生活闘争に関する要請書

春寒の候、貴組織におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素は連合岐阜の諸活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

連合は、2018春季生活闘争を「賃上げの拡がり」と「働き方の見直し」を同時に進め、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」をめざす取り組みと位置づけています。

「経済の自律的成長」を実現するためには、すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」による継続した所得の向上を実現するとともに、GDPの6割を占める個人消費の拡大をはかっていくことが不可欠です。

したがって、2018春季生活闘争においても、月例賃金の引き上げにこだわり闘いを進めていくとともに、正規労働者・非正規労働者を問わず「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現に向けて取り組んでいきます。

つきましては、連合岐阜は本部方針を受け、地域のナショナルセンターとしての役割を踏まえて、県内のすべての働く者の雇用の安定、公正分配、格差是正と処遇改善及び法令遵守に向け、以下の事項について、貴組織の各団体・会員各企業さらには関連会社に対し指導と周知を要請します。

### 記

#### 1. すべての労働者の処遇改善に向けて

(1) 「経済の自律的成長」の実現のためには、個人消費の拡大が必要不可欠であることから、月例賃金の2%程度を基準とした引上げを積極的に行っていただくことお願いする。(定期昇給相当額と賃上げ額を加えた場合は4%程度以上)とりわけ、賃金制度の無い企業においては、「定期昇給の確立」を要請する。

(2) 健全な労使関係を築くことは、企業の発展や働く者の労働条件の向上にとって重要であることから、すべての職場において「集団的労使関係」の構築を要請する。

## 2. 雇用の維持・安定・創出について

- (1) 非正規社員から正社員への転換ルール・制度を整備し、また制度の運用状況の点検を通じて、正社員化を希望する者の雇用安定促進を要請する。
- (2) 「同一労働同一賃金」に実現に向けて、法改正が行われることを踏まえ、職場における雇用形態間の不合理な労働条件の点検・改善に取り組むことを要請する。

## 3. ワークルールの取り組みについて（法令等の遵守）

- (1) 2018年4月より無期転換ルールが適用されるケースが本格的に生じることを踏まえ、当該労働者への制度の周知と、不合理な雇止めが行われないよう要請する。
- (2) 罰則付き時間外労働の上限規制など、長時間労働のは正に向けた労働基準法改正が行われることの趣旨と意義を踏まえ、36協定の締結状況の点検、労働時間管理・適正把握等を要請する。
- (3) 2018年4月に障害者雇用促進法が改正され、「精神障害者（発達障害、てんかんも含まれる）も障がい者枠に入り、法定雇用率が引き上げられることから、更なる障がい者雇用への理解と認識の醸成をはかり、障がい者雇用率の把握とその達成に向けて取り組むことを要請する。
- (4) 地域別最低賃金は、その地域において労働者の生活を支える最大の柱であり賃金のセーフティーネットである。地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金に満たない賃金設定が行われないよう要請する。

## 4. 男女平等社会に向けた取り組みについて

- (1) 男女間賃金格差のは正に向けて、自社の賃金分布を把握した上で、性別や職務別による偏りがないか検証し、偏りがある場合は賃金制度や人事制度の運用の見直しを要請する。

## 5. その他

- (1) 中小企業で働く者の労働条件引上げのためには、下請関係を含めた公正な企業間取引が極めて重要であることから、2014年の政労使合意を踏まえた公正な企業間取引の徹底を要請する。
- (2) ハラスメントは個人の尊厳を傷つけ、深刻な場合には心的外傷をもたらすことから、セクハラ、マタハラだけでなく、あらゆるハラスメントの一元的な対策を要請する。

以上